

出産・育児会費免除制度について

日本エステティック協会はエステティシヤンの職能団体であり、会員の99.5%が女性会員です。このたび、協会では、出産・育児を理由に一時的に休職や退職された会員の支援として会費免除制度を設けました。

正会員(認定エステティシヤン以上の資格保持者)の方の会費を免除するということで、引き続き協会とのつながりを持ち、出産・育児後もエステティシヤンとして活躍できることを目的としています。

【会費免除期間】

会費免除期間は、申請された年度の翌年度(4月1日～翌年3月31日)となります。なお、会費免除期間の翌年度に、保育所に入所出来なかった場合は、「保育所入所不承諾通知書(最終募集時)」の写し裏面に、会員番号等記載のうえご提出いただき承認されますと、さらに会費免除期間を1年間延長することができます。(2017/06/30改訂)

※会費免除対象年度の翌年度に、新たに出産・育児会費免除申請や延長申請を行わず、会費を納入しない場合は、翌年度4月1日から自動的に退会となります。

会費免除期間も、下記事項は継続できます。

- ◎ 協会が主催する講習会等、会員価格での参加
- ◎ AJESTHE賠償責任保険への加入
- ◎ 会報誌、その他協会発行物の受取
- ◎ 登録サロン及び登録教室の申請及び更新
- ◎ AJESTHE認定講師の更新(更新期間を休会期間の1年延長:2017年度休会申請以降対象)

【申請手続】

申請年度までの会費が完納されていることを条件に、次の書類を提出することで、手続きができます。

申請書……………申請書は協会ホームページからダウンロード、または協会事務局あてに請求。
申請書に必要事項を記入し、署名・捺印してご提出ください。

提出期限……………会費免除対象年度の前年度3月31日まで
※出産日から1年以内にご申請ください。但し、出産日が2015年6月2日以降のものに限ります。

提出先……………一般社団法人 日本エステティック協会 事務局
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-6 垣見麹町ビル4F

※会費免除理由の根拠となる「第三者による証明書」
(母子手帳に記載されている交付日と、申請者のお名前が分かるページの写し。表紙等)を
申請書に添付してください。

※ご不明な点がございましたら協会事務局にお問合せください。

【申請の受理】

「出産・育児会費免除制度申請書」が受理された場合、「正会員会費免除承認決定書」をご送付いたします。その決定書を持って、翌年度の休会が決定されます。